

平成 2 6 年度

国土交通省税制改正要望事項

平成 2 5 年 8 月

国 土 交 通 省

目 次

平成26年度国土交通省税制改正要望（主要項目）	1
-------------------------	---

平成26年度国土交通省税制改正要望（主要項目の概要）	2
----------------------------	---

平成26年度国土交通省税制改正要望事項 説明資料

I. 安全・安心の確保と地域活性化

○都市再興に向けた都市機能の整備のための特例措置の創設	6
○優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率の延長	7
○土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長	8
○相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除	9
○新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長	10
○老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置の創設・延長	11
○認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	12
○居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長	13
○中古住宅流通・リフォーム市場の活性化のための特例措置の創設・適用要件の合理化	14
○航空機燃料税の軽減措置の延長	15
○国内線航空機に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充	16
○鉄道駅のバリアフリー化、地域鉄道再構築事業に係る固定資産税等の特例措置の延長	17
○奄美群島の工業用機械等に係る割増償却の延長	18

II. 成長戦略の推進

○既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	19
○鉄道・港湾の耐震対策の推進のための特例措置の創設	20
○災害時の事業継続、帰宅困難者対策等に係る特例措置の創設	21
○バラスト水処理装置及びLNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	22
○国際船舶に係る登録免許税の特例措置の延長・拡充	23
○トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長・拡充	24
○関西空港・伊丹空港の公共施設等運営権の設定に係る特例措置の創設	25
○成田空港会社の業務用固定資産に係る固定資産税の特例措置の延長	26
○新幹線の建設に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置の創設	27
○外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化	28
○ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	29

III. クリーンで経済的なエネルギー社会の実現

○自動車の車体課税の見直し	30
○地球温暖化対策税の還付措置の延長・拡充	31
○船舶に係る買換特例の延長	32
○JR貨物の車両取得に係る固定資産税の特例措置の延長	33
○認定低炭素住宅に係る特例措置の延長	34

主要項目以外の項目	35
-----------	----

平成26年度国土交通省税制改正要望(主要項目)

I. 安全・安心の確保と地域活性化

1. 都市の魅力の向上・土地の有効利用の促進

- ① 都市再興に向けた都市機能の整備のための特例措置の創設(所得税・法人税・固定資産税等)
- ② 優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率の延長(所得税等)
- ③ 土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長(法人税・所得税等)
- ④ 相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- ② 老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置の創設・延長(所得税・登録免許税等)
- ③ 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ④ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長
- ⑤ 中古住宅流通・リフォーム市場の活性化のための特例措置の創設・適用要件の合理化(所得税等)

3. 地域公共交通の維持・活性化

- ① 航空機燃料税の軽減措置の延長
- ② 国内線航空機に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充
- ③ 鉄道駅のバリアフリー化、地域鉄道の再構築事業に係る固定資産税等の特例措置の延長

4. 離島地域の振興

奄美群島の工業用機械等に係る割増償却制度の延長

II. 成長戦略の推進

1. 耐震等の設備投資の促進・産業競争力の強化

- ① 既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設(法人税・固定資産税等)
- ② 鉄道・港湾の耐震対策の推進のための特例措置の創設(法人税等)
- ③ 災害時の事業継続、帰宅困難者対策等に係る特例措置の創設(法人税・固定資産税等)
- ④ バラスト水処理装置及びLNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設(法人税等)
- ⑤ 国際船舶に係る登録免許税の特例措置の延長・拡充
- ⑥ トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長・拡充(法人税・所得税等)

2. 民間の知恵・資金を活かした交通インフラの整備・運営

- ① 関西空港・伊丹空港の公共施設等運営権の設定に係る登録免許税・法人税等の特例措置の創設
- ② 成田空港会社の業務用固定資産に係る固定資産税の特例措置の延長
- ③ 新幹線の建設に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置の創設

3. 世界を惹きつける観光立国の実現

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化
- ② ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

III. クリーンで経済的なエネルギー社会の実現

1. 自動車の車体課税の見直し

平成25年度与党税制改正大綱を踏まえた車体課税の見直し(自動車重量税・自動車取得税・自動車税)

2. モーダルシフト及び省エネ・グリーン化の推進

- ① 海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長及び営業用トラック・バスへの拡充
- ② 船舶に係る買換特例の延長(法人税・所得税)
- ③ JR貨物の車両取得に係る固定資産税の特例措置の延長
- ④ 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

平成26年度国土交通省税制改正要望(主要項目の概要)

I. 安全・安心の確保と地域活性化

1. 都市の魅力の向上・土地の有効利用の促進

- ①都市再興に向けた都市機能の整備の推進のため、以下の措置を創設
 - ・都市機能誘導区域(仮称)の外から内への事業用資産の買換特例(圧縮記帳 80%)
 - ・都市機能の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例(居住用資産: 100%繰延べ)、都市機能整備管理人(仮称)に譲渡した場合の1,500万円特別控除等
 - ・都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例措置(5年間 1/5 軽減)
 - ・空きビルのテナント入替え等を行う場合に支払われる補償金の1,500万円特別控除
 - ・外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例(特別償却制度、税額控除、所得控除)
- ②優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率(長期譲渡所得金額 2,000万円以下の部分 所得税:15%→10% 個人住民税 5%→4% 等)の5年間延長
- ③土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の5年間延長(法人税・所得税等)
- ④相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除(現行 1/2→免除)

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間 1/2)の2年間延長
- ②老朽化マンションの建替え等の促進のため、以下の措置を創設・延長
 - ・構造耐力が不足している老朽化マンションの建替え等に係る特例(区分所有者が組合に区分所有権を譲渡する場合の1,500万円特別控除、事業用資産の買換特例(圧縮記帳 80%)、権利変換手続開始の登記等に対する非課税措置 等)の創設
 - ・マンション建替事業に係る特例措置(権利変換手続開始の登記等に対する非課税措置)の2年間延長(登録免許税)
- ③認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年間延長
 - ・所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て 0.2% マンション 0.1%)に係る軽減税率
 - ・不動産取得税の課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200万円→1,300万円)
 - ・固定資産税の新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション 5年→7年)
- ④居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年間延長

- ⑤中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化のため、以下の措置の創設及び適用要件の合理化
- ・ 買取再販事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の登録免許税及び不動産取得税の非課税措置の創設
 - ・ 中古住宅取得に係る住宅ローン減税、贈与税、登録免許税及び不動産取得税の特例措置の適用要件の合理化(耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、入居前に耐震改修を行う際に、国土交通大臣の認定を受けた場合、住宅ローン減税をはじめとする各種特例措置の適用対象とする。)

3. 地域公共交通の維持・活性化

- ①航空機燃料税について、次に掲げる軽減措置の3年間延長
- ・ 本則 26,000 円/kl→18,000 円/kl
 - ・ 沖縄路線 13,000 円/kl→ 9,000 円/kl
 - ・ 離島路線 19,500 円/kl→13,500 円/kl
- ②国内線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(最大離陸重量 200トン以上の航空機は 3 年間 2/3、最大離陸重量 200トン未満の航空機は 5 年間 2/5)の 2 年間延長及び最大離陸重量 50トン未満の航空機に係る特例率の 5 年間 1/4 への拡充
- ③以下の特例措置の延長
- ・ 鉄道事業者等が取得するホームドアシステム及びエレベーターに係る固定資産税及び都市計画税の特例措置(5 年間 2/3 に軽減)の 2 年間延長
 - ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得する鉄道施設に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置(5 年間 1/4 に軽減)の 2 年間延長

4. 離島地域の振興

- 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度(5 年間 機械・装置 32% 建物・附属設備、構築物 48%)の 1 年間延長

Ⅱ. 成長戦略の推進

1. 耐震等の設備投資の促進・産業競争力の強化

- ①耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進するための特例措置の創設(所得税・法人税・固定資産税等)
- ②鉄道・港湾の耐震対策の推進のための以下の特例措置の創設
- ・ 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設(法人税)

- ・ 港湾の耐震対策の推進のために行う、民有護岸等の改良により取得した施設に係る特例措置の創設(法人税)
- ③災害時の事業継続、帰宅困難者対策等のための以下の特例措置の創設
 - ・ 都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等に対する特例措置の創設(所得税・法人税等)
 - ・ 浸水防止計画に記載された浸水防止用設備(止水板、防水扉等)に対する特例措置の創設(法人税・固定資産税等)
- ④設備投資の促進のための以下の特例措置の創設
 - ・ 船舶のバラスト水処理装置搭載その他関連設備の整備に関する特例措置の創設(法人税)
 - ・ LNG船舶に係る特例措置の創設(法人税)
- ⑤国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の特例措置(税率 4/1000→3.5/1000 に軽減)の 2 年間延長及び船齢 5 年以上の船舶への拡充
- ⑥トラック、内航貨物船、その他機械装置等に係る中小企業投資促進税制(特別償却 30%又は税額控除 7%)の2年間延長及び IT の活用による生産性向上を促すため、ソフトウェアや関連設備等について即時償却又は税額控除割合の引き上げ等の拡充(法人税・所得税等)

2. 民間の知恵・資金を活かした交通インフラの整備・運営

- ①関西国際空港及び大阪国際空港の公共施設等運営権の設定に伴う特例措置の創設
 - ・ 公共施設等運営権の設定登録に係る登録免許税の非課税措置の創設
 - ・ 公共施設等運営権の設定に対する対価の益金認識に係る特例措置の創設(法人税等)
 - ・ 大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金に係る総収入金額不算入等の特例措置の拡充(所得税・法人税等)
- ②成田国際空港(株)の業務用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置(4/5に軽減)の 2 年間延長
- ③新幹線の建設主体が取得する土地及び建物について、登録免許税及び不動産取得税の非課税措置の創設

3. 世界を惹きつける観光立国の実現

- ①外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化
 - ・ 方式の多様化等執行上の制度改正を含め、現在免税対象品目から除外されている食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等を免税対象とし、免税対象品目を拡大
 - ・ 免税申請書類の様式の見直しや小売現場の IT 化に対応した様式の弾力化により、免税手続を簡素化
- ②ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価を建物の実態に即したのものに見直し

Ⅲ. クリーンで経済的なエネルギー社会の実現

1. 自動車の車体課税の見直し

○車体課税については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」や平成 25 年度与党税制改正大綱等に沿って、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化等を図る観点から、以下の方向で見直しを行う。

- ・ 自動車取得税については、二段階で引き下げ、消費税 10%の時点で廃止する。消費税 8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化等を強化する。
- ・ 自動車重量税については、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税 8%段階では、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講じる。
- ・ 自動車税については、グリーン化特例の延長などグリーン化等を維持・強化する。

2. モーダルシフト及び省エネ・グリーン化の推進

①地球温暖化対策税に係る還付措置の延長及び拡充

- ・ 内航運送事業又は一般旅客定期航路事業の用に供される軽油又は重油、鉄道事業の用に供される軽油、国内定期航空運送事業の用に供される航空機燃料に係る還付措置の 2 年間延長
- ・ 営業用トラック及び営業用バスの用に供される軽油に係る還付措置の拡充

②環境負荷低減に資する船舶に係る買換特例(圧縮記帳 80%)の 3 年間延長(法人税・所得税)

③JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得する機関車及びコンテナ貨車に係る固定資産税の特例措置(5 年間 3/5 に軽減)の 2 年間延長

④認定低炭素住宅の普及促進を目的とした登録免許税の特例措置(所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→0.1%))の 2 年間延長

平成26年度国土交通省税制改正要望事項

説明資料

都市再興に向けた都市機能の整備のための特例措置の創設(所得税・法人税・固定資産税等)

都市再興の実現に向けて、都市機能(医療、福祉、商業等)の計画的な配置等を推進するため、民間事業者等による都市機能の整備等に対する課税の特例措置を講じる。

施策の背景

○地方都市では、今後、人口が急速に減少することにより、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、**生活機能の低下、地域経済・活力の衰退の恐れ**。

○大都市では、国際企業の立地が進まないなど、**国際競争力の低下の恐れ**。また、今後、郊外部において高齢者数の増加が見込まれ、増加に対応した**効率的な医療・福祉サービスの提供が困難になる恐れ**。

【日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)(5. 立地競争力の更なる強化)】

コンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築...(中略)...により、都市構造のリノベーションを推進する。

大都市の国際競争力を高めるため...(中略)...大都市全体として取り組むべき外国人の生活機能のサポート...(中略)...を推進する。

要望の概要

《移転誘導》

●都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例 80%課税繰り延べ

《都市機能を誘導する事業の促進(協力者)》

●誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例
①居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合
買換特例 所得税 100%

②居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税(個人住民税)の軽減税率
原則: 15%(5%) → 6,000万円以下 10%(4%)

③長期保有(5年超)の土地等を譲渡する場合

・所得税(個人住民税): 軽減税率 原則 15%(5%) → 2,000万円以下 10%(4%)
・法人税: 5%重課 → 5%重課の適用除外

●都市機能整備法人(仮称)に土地等を譲渡した場合の特例

①長期保有(5年超)の土地等を譲渡する場合 上記③と同じ
②当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合 1,500万円特別控除

《都市機能を誘導する事業の促進(事業者等)》

●都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準 1/5控除(5年間)

●空きビルのテナント入替え等を行う場合に支払われる補償金の1,500万円特別控除

[大都市の国際競争力の強化のための都市機能の立地]

●外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する法人税の課税の特例(特別償却等)

都市再興の推進に向けた施策の方向性(地方都市の場合)

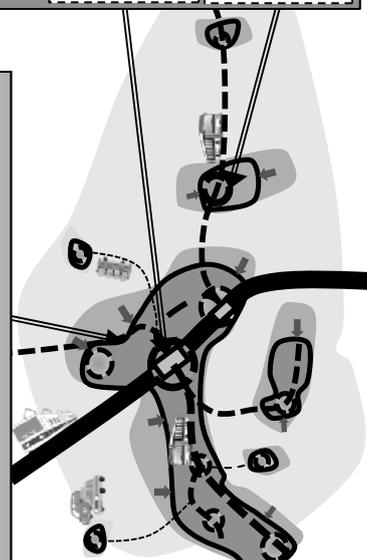
ある程度の人口密度を維持

(全ての人を集めることを目指す訳ではない)

地域の核となるエリアに都市機能(医療・福祉・商業等)の計画的な配置を推進

○総合的に診療を行う医療機能等(各都市に1ないし若干数しか立地しない医療機能等)
→既存ストックが充実しているエリアへ立地

○在宅医療・介護を支える訪問看護・介護の機能等
→サービスが最も効率的に行える都市内の各地域の核となるエリアへ立地



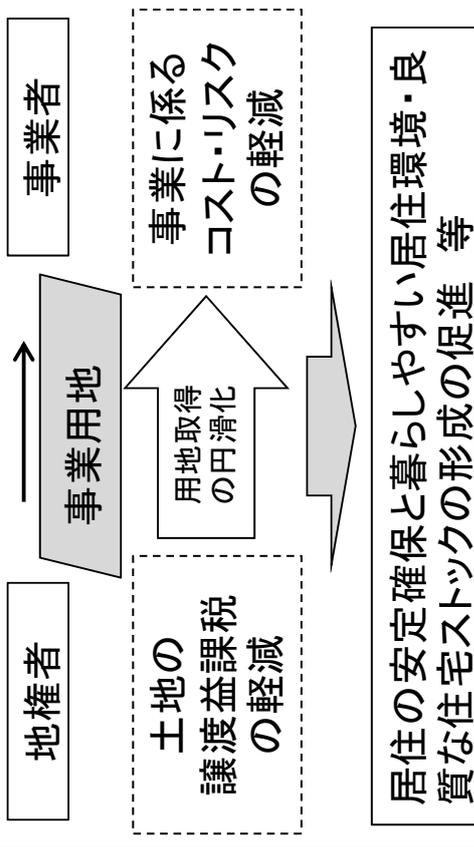
優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の延長 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税)

良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の事業(※)を促進するため、当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置(軽減税率)を5年間延長する。

施策の背景

一般的に良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きい。そのため、事業のコスト・リスク等が高くなり、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。

税制上の特例措置を講じ、一定の優良な事業を行う民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を図る。



要望の概要

【現行制度】

一定の事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分について右のとおり税率を軽減する。

	所得税	個人住民税	合計
本則	15%	5%	20%
特例	10%	4%	14%
軽減部分	5%	1%	6%

適用期限(平成25年12月31日まで)を5年間延長する。

※法人の場合は、重課制度(長期5%、短期10%)が適用除外。
(ただし、重課制度は平成25年末まで課税停止。重課停止については別途延長要望)

(※)

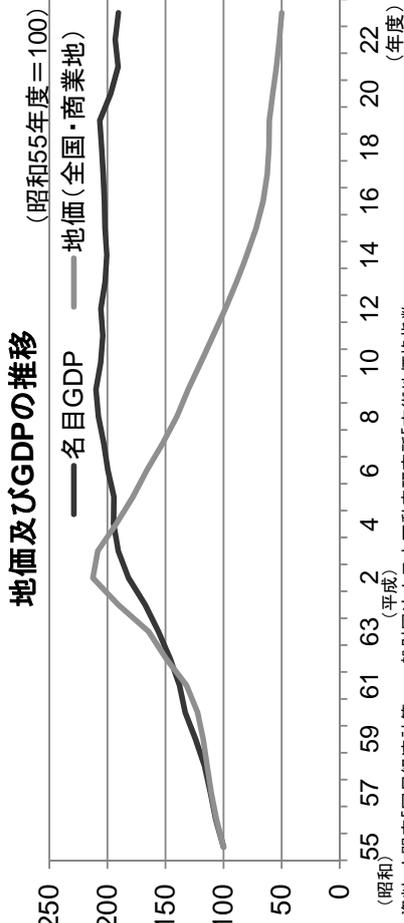
都市再開発法による第一種市街地再開発事業、密集市街地整備法による防災街区整備事業、都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の住宅地造成事業、都市計画区域内における25戸以上の住宅又は15戸以上若しくは床面積が1,000㎡以上の中高層の耐火共同住宅の建設 等

土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長(法人税・所得税等)

他の資産との間のバランスの取れた税負担を実現することにより、土地の流動化・有効利用を促進する観点から、個人又は法人が土地等を譲渡した場合の譲渡所得の追加課税制度(重課)の停止期限を5年間延長する。

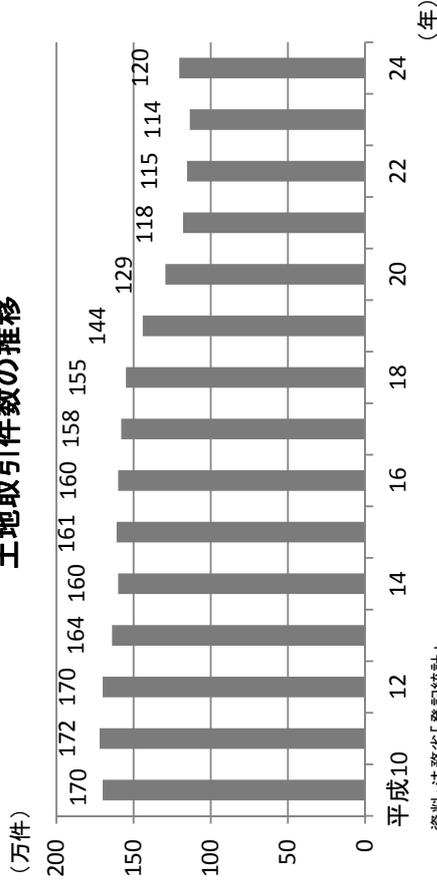
施策の背景

地価は、いわゆるバブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的な下落傾向にある。



重課を停止した平成10年と比較しても、土地取引は活発ではなく、土地等の譲渡による重課の停止の解除は、不動産市場への悪影響をもたらさず。

土地取引件数の推移



要望の概要

土地譲渡益に対して特別税率が課される法人重課制度及び個人の不動産業者等が所有期間5年以下の土地等を譲渡した場合の事業所得等に係る重課制度の課税停止期限を5年間延長する。
(平成10年より課税停止中)

法人重課制度

- ・短期(5年以下)所有土地の場合: 通常の法人税率+10%
- ・長期(5年超)所有土地の場合: 通常の法人税率+5%

個人重課制度

譲渡益の52%(所得税40%+住民税12%)等

相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除

公共事業推進の大前提となる迅速かつ円滑な用地取得を図るため、相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する。

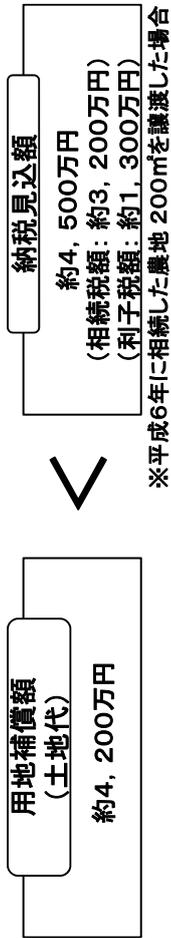
施策の背景

国際競争力強化のための環状道路等基幹ネットワークの強化、東日本大震災からの復興の加速、国土強靱化に資する緊急輸送道路の再構築など各種公共事業を推進する大前提として、迅速かつ円滑な用地取得が不可欠。



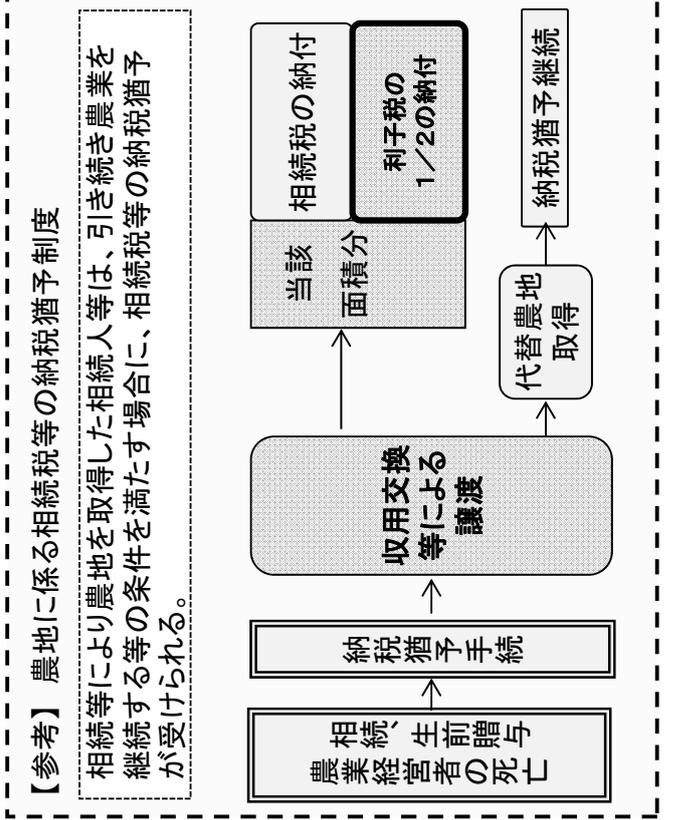
地価水準の高い時点で相続した納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する際に、支払うこととなる相続税等猶予額と現時点で得られる用地売却収入とのアンバランスのため、用地買収が難航し、事業の進捗に影響。

○用地補償額と納税見込額とがアンバランスになるケース



要望の概要

相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業の用に供するために譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する(平成8年度より利子税の1/2を免除)。



新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長(固定資産税)

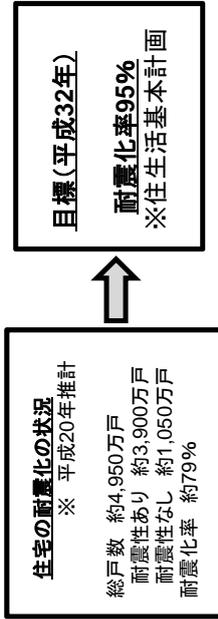
住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

基礎的なストックの質の向上の必要

- ・住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- ・耐震化を進める上での主要な手段である新築・建替えを支援する必要。

＜住宅の耐震化率の目標＞



住宅取得に係る負担軽減の必要

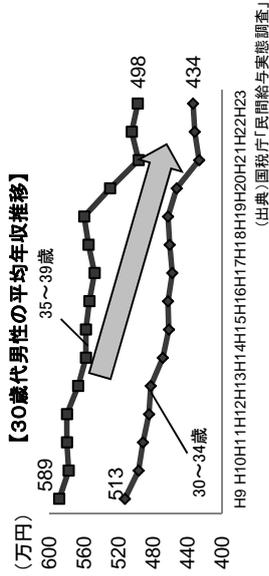
- ・住宅の一次取得者の中心となる30歳代のサラリーマンの平均収入が近年一貫して減少。
- ・消費税引上げが行われた場合、仮に本要望が認められないと、住宅取得に係る負担が増加。
- ・本特例は貸家も対象としており、仮に本要望が認められないと、増税額が家賃に転嫁されるなど、賃貸住宅の入居世帯の負担が増加するおそれ。

【本特例による負担軽減効果(例)】

2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	15.8万円	7.9万円
2年目	14.8万円	7.4万円
3年目	13.8万円	6.9万円

↑ 3年間で約22万円の負担軽減効果 (国土交通省推計)



具体的施策

税制改正要望の概要

新築住宅に係る固定資産税の減額措置

- ① 一般の住宅: 3年間 税額1 / 2減額
- ② 中高層住宅: 5年間 税額1 / 2減額

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

政策目標: 無理のない負担での良質な住宅の確保

老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置の創設・延長 (所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税等)

構造耐力が不足している老朽化マンションについて、その建替え等のさらなる円滑化を図るため、関係権利の調整に必要な手続き等を定めるとともに、これに関連する税制上の支援措置を整備する等の措置を講ずる。

施策の背景

- ・現在のマンションストック総数は約590万戸（H24年末時点）
- ・そのうち、旧耐震基準に基づき建設されたものは、現在約106万戸
- ・マンション建替えの実績は累計で183件、約14,000戸（H25年4月時点）



**人命保護の観点から、構造耐力が不足
(耐震性等)している老朽化マンションの
建替え等が喫緊の課題**

【老朽マンション対策に係る制度】



引き続き、税制による支援を実施
(今年度、区分所有権等の移転に係る
登録免許税の特例延長を要望)

構造耐力が不足しているもの

認定建物敷地売却又は
認定建替え(新制度)

区分所有者集会における決議

組合の設立認可

決議反対区分所有者への売渡請求

権利変換

※決議賛成区分所有者の区分所有権が消滅等し、
建物及び敷地が組合に帰属

買受者への売却※認定建物敷地売却の場合

建物の取壊し

特に対策が必要な老朽マンションについて 新たな権利調整ルールを創設し、建替え等を支援 必要な税制特例を創設

【税制特例の創設】

【転出者に係る特例】

- 区分所有者が組合に当該区分所有権を売り渡す等の場合の長期譲渡所得に係る軽減税率、譲渡所得の1,500万円特別控除
- 譲渡利益金額の5%追加課税分の適用除外、事業用資産の買換特例等
(所得税・住民税・法人税等)

【施行者に係る特例】

- 組合の事業手続における区分所有権等の移転に係る課税の特例
(登録免許税、不動産取得税)
- 組合の行う非収益事業に対する課税の特例
(法人税、消費税、事業税、事業所税)

※この他、認定建替えにおいては継続居住者等に係る特例あり

認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される住宅の普及を促進するため、認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長する。

政策の目標

「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」等を踏まえ、将来にわたり活用される良質な住宅ストックの形成を進め、成熟社会にふさわしい豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。

【目標】新築住宅における認定長期優良住宅の割合

8.8%(※)→20%(平成32年度)

※認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月の数値

施策の背景

住宅ストックは量的に充足した一方で、

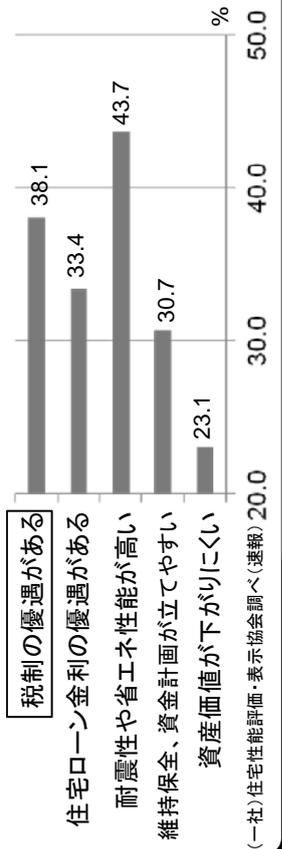
- ▶ 本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来
- ▶ 環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

「住宅を作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要
 (「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」より)

有効性

《長期優良住宅建築の決め手》

長期優良住宅の性能に魅力を感じている他、税制上のメリットが決め手になる注文者多数



税制改正要望の概要

登録免許税

税率を一般住宅特例より引き下げ

所有権保存登記:

一般住宅特例0.15%→0.1%

所有権移転登記:

一般住宅特例0.3%→戸建て:0.2%
マンション:0.1%

不動産取得税

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

一般住宅特例1,200万円→1,300万円

固定資産税

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長

戸建て:3年→5年、マンション:5年→7年

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

平成24年度の認定戸数:107,552戸

《長期優良住宅認定基準のイメージ(戸建て)》

省化対策

教世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること

長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能

必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること

維持管理・更新の容易性

内装・設備の清掃・点検・補修・更新を容易に行うために必要な措置が講じられていること

耐震性

免震建築物であること又は、耐震等級2であること等

計画的な維持管理

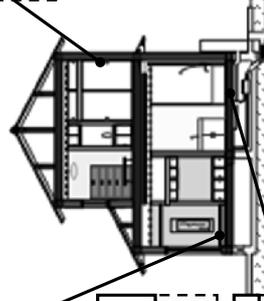
定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること

住戸面積

75㎡以上かつ一つの階が40㎡以上(地域の実情により増減可)

居住環境

良好な景観の形成等に配慮されたものであること



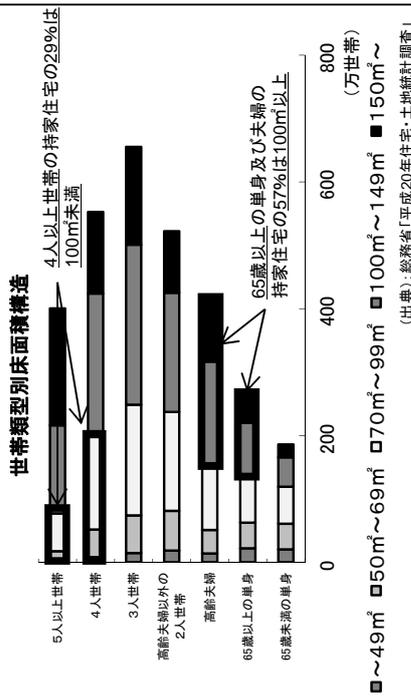
居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

居住のミスマッチ

世帯人数の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる



住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、約8割において売却損が発生しており、住替えの支障となっている。また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生する。



住替えを促進し、ニーズに応じた住宅確保を支援する必要

具体的施策

税制改正要望の概要

譲渡損に係る繰越控除・譲渡益に係る課税の繰延べ

居住用財産の譲渡に当たり、譲渡損又は譲渡益が生じた場合に於いて、それぞれ税制上の特例措置を講ずる。

【譲渡損が生じた場合】

・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

→ 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換え資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

・居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

→ 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

【譲渡益が生じた場合】

・居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例

→ 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換え資産の取得額以下の場合は譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換え資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があったものとし課税

適用期限を平成27年12月31日まで2年延長

政策目標: 多様なライフステージに応じた円滑な住替えの実現

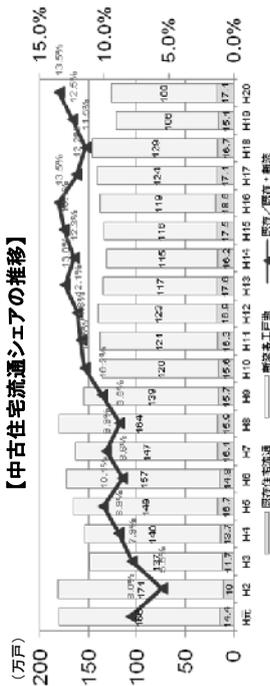
中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化のための特例措置の創設・適用要件の合理化 (所得税・個人住民税・贈与税・登録免許税・不動産取得税)

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じて経済の活性化に資するため、一定の質の向上を図られた中古住宅を取得した場合の登録免許税及び不動産取得税の特例措置を創設するとともに、中古住宅の取得後に耐震改修工事を行う場合における住宅ローン減税等各種特例措置の適用要件の合理化を図る。

施策の背景

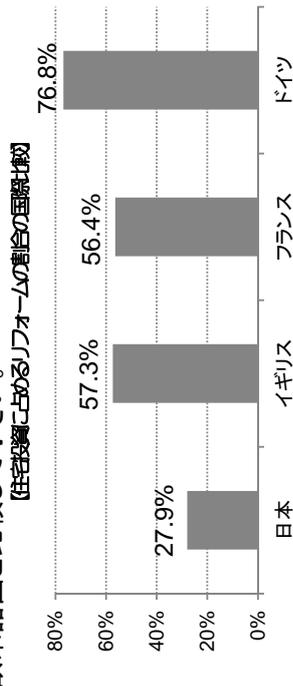
中古住宅流通の現状

全宅流通量に占める中古住宅の流通シェアは約13.5%であり、欧米諸国と比べると低い水準にある。



リフォーム市場の現状

我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は27.9%で、欧米諸国と比較して小さい。



日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

中短期工程表「立地競争力の更なる強化」、「国民の「健康寿命」の延伸」
 ・中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増
 【10兆円(2010年)→20兆円(2020年)】

具体的施策

中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化により、既存ストックの質の向上・有効活用を図る必要

税制改正要望の概要

買取再販に対する登録免許税及び不動産取得税の非課税措置の創設

- ・買取再販は、ノウハウを有する事業者が効率的・効果的にリフォームを行う事業形態であり、買い手にとっても一定の質の安心を確保する方策。
- ・一方、この手法では、住宅購入者が中古住宅を取得した後にリフォームを行う場合と比べ、流通時にかかる税の負担が大きく、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化の支障となっている。

(※) 宅建業者が不動産取引を行う際に課される不動産取得税の特例措置が認められている事例としては、宅建業者等に対する新築住宅のみなし取得時期の特例措置がある。

事業者が中古住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後に住宅を再販売する場合、住宅購入者に課される登録免許税及び不動産取得税を非課税とする。



中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合における、各種特例措置の適用要件の合理化

- ・耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、耐震改修工事を行った後に入居する場合に、税制上の各種特例措置を受けられないことが中古住宅取得の支障の一因となっている。

中古住宅取得後に耐震改修工事を行い入居する場合において、売主からの情報提供を受けた上で、耐震基準への適合が確保であることにつき国土交通大臣による認定を受けた場合、耐震基準に適合した中古住宅を取得した際と同様に、所得税・個人住民税・贈与税・登録免許税・不動産取得税の特例措置の適用を可能とする。

航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料料の税率の特例措置の延長(航空機燃料料等)

税制改正要望の概要

○ 我が国航空会社のコストを低減し、我が国航空会社の競争力を強化するとともに真に必要な国内航空ネットワークを回復するため、平成23年度より実施している航空機燃料料に係る特例措置を3年間(平成28年度末まで)延長する。

	平成22年度以前	現行(平成23~25年度)	要望(平成26~28年度)
本則	26,000円/キロリットル	18,000円/キロリットル	18,000円/キロリットル
沖繩路線	13,000円/キロリットル	9,000円/キロリットル	9,000円/キロリットル
離島路線	19,500円/キロリットル	13,500円/キロリットル	13,500円/キロリットル

※航空機燃料譲与税については、自治体による空港対策に充てられていることから、引き続き現行どおりとする。

施策の背景・目的

社会情勢の変化

- ☒ グローバル化の進展・アジアの急成長
- ☒ 国内における少子高齢化・人口減少の進展

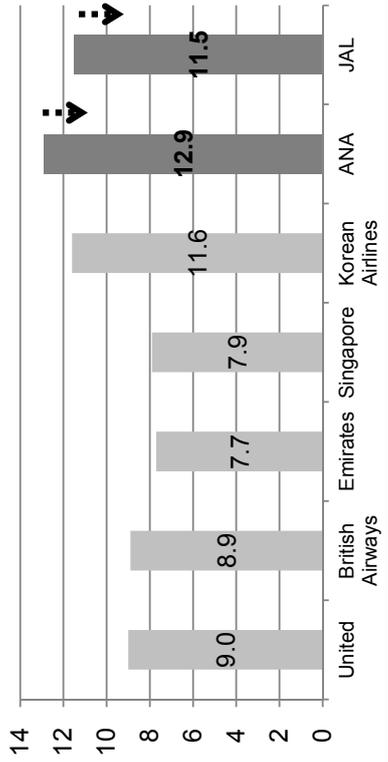
航空業界の変化

- ☒ 羽田の再国際化・オープンスカイの進展
- ☒ LCC・中東系航空会社の台頭

我が国航空会社の現状

- ☒ 我が国航空会社のユニットコストは、諸外国と比べ依然高水準

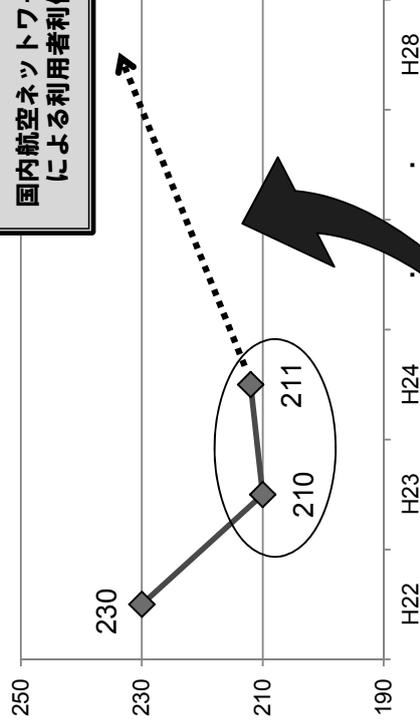
(円/席・km) <各国航空会社のユニットコスト(1座席を1km運ぶために必要なコスト)>



国内航空ネットワークの現状

- ☒ 大幅に縮小された国内航空ネットワークは回復には至っていない

<地方航空路線数の推移>



国内航空ネットワークの回復
による利用者利便の向上

航空会社の更なるコスト削減努力

+

航空機燃料料の特例措置の継続

国内線に就航する航空機に係る特例措置の拡充及び延長(固定資産税)

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、機材の維持に伴って発生するコストの軽減に結びつく国内線航空機に係る固定資産税の特例措置を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

施策の背景

我が国航空会社の現状

- グローバル化や航空自由化の進展
- 国際航空市場で激しい競争に直面
- LCCの本格参入など利用者ニーズの多様化に応じた新サービスの登場
- 集中改革期間(H23~H25)
航空機燃料税や着陸料の軽減



国内航空ネットワーク維持の観点で機能

地方路線を巡る環境

- 地方において顕著な人口減少・少子高齢化
- 内部補助など航空会社の企業努力による地方航空ネットワーク維持には限界
- 耐用年数を迎え、機材更新が必要な地域航空会社の小型機が増加



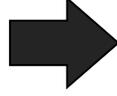
- 地域航空会社にとって、機材購入費や各種経費などの初期費用が大きき負担

地方航空ネットワーク維持のための支援が必要

具体的施策

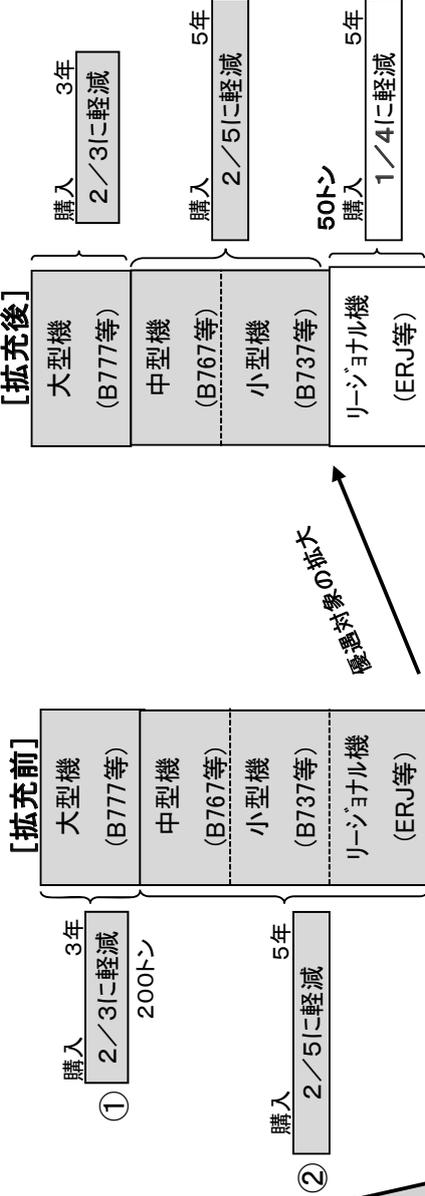
200t以上:最初の3年間2/3に軽減
200t未満:最初の5年間2/5に軽減
※②は地方路線就航時間割合が2/3以上に限る(2/3未満は①と同率を適用)

200t以上:最初の3年間2/3に軽減
200t未満50t以上:最初の5年間2/5に軽減
※地方路線就航時間割合が2/3以上に限る(2/3未満は①と同率を適用)
50t未満:最初の5年間1/4に軽減(拡充)
※地方路線就航機のうち、羽田路線及び伊丹路線を除く路線の就航時間割合が2/3以上に限る



政策目標: 現行の地方航空ネットワークの維持

税制改正要望の概要



バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置の延長

地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置の延長

背景

○ バリアフリー化が進展している一方で、鉄道については、物理的制約等による整備困難な駅の存在が顕在化しているほか、ホームドアの設置等一層の高度化への対応が課題。

施策の目標

- 平成32年度末を目標とする新整備目標（基本方針）を設定（H23.3）
- ・対象駅を1日当たりの平均的な利用客5000人以上から3000人以上へ拡大
- ・平成32年度までに、原則としてすべての対象駅についてエレベーター等を設置
- ・ホームドアの整備の必要性に言及
- 第3次社会資本整備重点計画の策定（H24.8）
- ・1日当たりの平均的な利用客10万人以上の駅について、ホームドアの優先的な整備を実施

鉄道駅等におけるバリアフリー化の投資インセンティブが引き続き必要

税制改正要望の概要

特例措置の対象

鉄道事業者等が取得した以下の固定資産
 ①ホームドアシステム
 ②エレベーター

要望内容

固定資産税・都市計画税：課税標準5年間2/3に軽減
 適用期限：平成28年3月31日まで2年間延長

ホームドア



エレベーター



地域公共交通活性化・再生法に基づく

鉄道事業再構築事業に係る課税標準の特例措置の延長

背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。
- こうした状況を踏まえ、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところであり、本特例措置の延長が必要不可欠。

施策の目標

鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

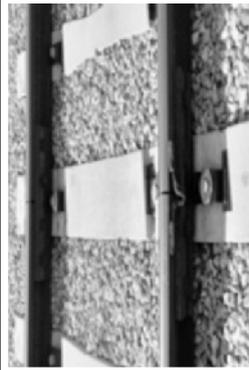
税制改正要望の概要

特例措置の対象

鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者が、国の補助を受けて取得する線路設備、電路設備、停車場、車両等

要望内容

固定資産税・都市計画税：課税標準5年間1/4に軽減
 適用期限：平成28年3月31日まで2年間延長



車両の更新

線路設備（軌道改良（PCまくら木化））

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

奄美群島における製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度を、平成26年度末まで1年間延長する。(所得税、法人税)

施策の背景

奄美群島において、高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の課題に対応し、雇用機会の拡大、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が押し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要。

人口減少・高齢化

全国や鹿児島県全体に比べ、人口減少・高齢化が進展。
人口増減率(H17～H22)
 : 全国+0.2% 県全体:△2.7% 奄美△6.1%
高齢者率(H22)
 : 全国 23.0% 県全体 26.5% 奄美 29.1%

若年層を中心とした人口流出

奄美群島の人口動態をみると、自然減は平成2年から始まっている一方、社会動態は昭和50年より一環して減少。
 平成19年の新規高校卒業者の群島内就職率は6.6%で、9割以上が群島外に就職。

県平均を大きく下回る事業所規模

奄美群島の4人以上の事業所で1事業所あたりの従業員数は10.3人であり、県平均(28.8人)、全国平均(32.2人)を大きく下回っており、零細事業者が多い。

要望の概要

適用期限を平成27年3月31日まで1年間延長

対象業種、取得価額要件等

(1) 対象業種、取得価額要件等
 ■ 製造業・旅館業

資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	1,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設	2,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設

■ 農林水産業等販売業・情報サービス業等 500万円以上取得等又は新増設

(2) 償却率 機械・装置 : 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 : 普通償却限度の48%

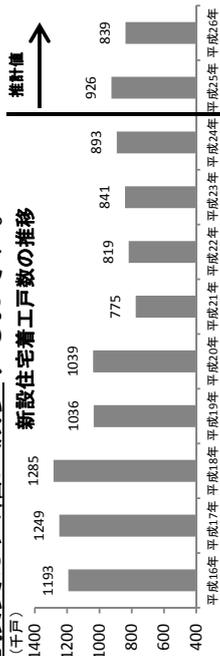
(3) 償却期間 5年

既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設 (所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税)

耐震、省エネ、バリアフリー化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るため、以下の特例措置を創設する。

施策の背景

- 新築住宅着工戸数は、近年低迷しているものの、徐々に回復傾向にある。
- しかし、民間の研究機関の着工予測によれば、消費税引上げが予定される平成26年度において、住宅着工戸数の落ち込み(前年度比▲約9%)が予測されており、住宅投資は大幅に減少するおそれ。



(注)平成24年までは「住宅着工統計」国土交通省
平成25年以降は民間機関の予測値に国土交通省において推計

- 日本再興戦略等においては、以下のとおり建築物の耐震、省エネ、バリアフリー化の目標が定められており、建築物の改修を強力に推進していく必要。

- 【建築物の耐震化率】平成27年90% (←平成15年75%)
(「地震防災戦略」平成17年中央防災会議決定)
- 【既存住宅・ビルの省エネ改修の促進】
「家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る」
(「日本再興戦略」平成25年閣議決定)
- 【建築物のバリアフリー化率】平成32年度末60% (←平成22年度末48%)
(「社会資本整備重点計画」平成24年閣議決定)

(参考)建築物の増改築工事のうち、耐震、省エネ、バリアフリー改修工事の占める割合は約16%(件数ベース)。
(出典)「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」国土交通省

制度・規制面での環境整備

【建築物の耐震改修の促進】改正耐震改修促進法に基づき、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等について耐震診断を義務付けるとともに、所管行政庁に対し診断結果の公表を義務付け。また、所管行政庁による指導・助言並びに指示等を通じ、耐震改修を強力に推進。

【建築物の省エネ改修の促進】建築物の省エネ基準を見直すとともに、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置(「省エネ措置」)の届出が義務付けられている床面積2,000㎡以上のオフィスビル等の建築物について、事業者に必要な取組を促すよう、指示・指導の徹底等を所管行政庁に対し通知。

【建築物のバリアフリー改修の促進】増改築時に、高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準(「建築物移動等円滑化基準」)に適合することが義務付けられている床面積2,000㎡以上の建築物(不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等)について、既存部分についても改修を促すべく強力に指導を行うよう、所管行政庁に対し通知。

税制改正要望の概要

耐震改修促進のための税制措置

耐震診断が義務付けられている建築物を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。

省エネ改修促進のための税制措置

増改築時に省エネ措置の届出が義務付けられている建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。

バリアフリー改修促進のための税制措置

増改築時に建築物移動等円滑化基準に適合することが義務付けられている建築物を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。

具体的施策

住宅着工戸数の落ち込みが懸念される中、改修投資を促進し、既存建築物の性能向上を通じた建築投資の活性化を図ることが重要

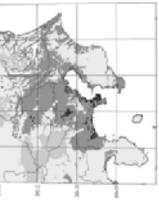
首都直下地震・南海トラフ地震により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設(法人税) 特定技術基準対象施設の創設(法人税)

鉄道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策を
実施する際の特例措置を創設。

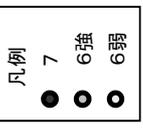
施策の背景

- 阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、また、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道施設の耐震対策をより一層推進するため、鉄道事業者に耐震化の努力義務を課す「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(平成25年4月1日施行)を制定。
- これに基づき、今後当該地震に備えた対策を早急に実施していくことが必要。

平成15～17年に中央防災会議で検討された首都直下地震の震度分布



平成24年に公表された南海トラフ地震における最大クラスの震度分布



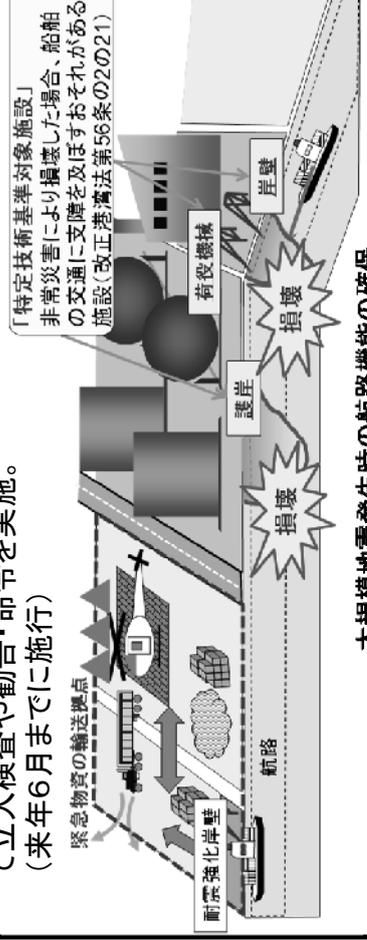
要望の概要

- ・特例措置の内容：法人税の特例措置
- ・対象施設：首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設
 - ・乗客1日1万人以上の駅
 - ・片断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等
 - ・緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋等



施策の背景

- 東日本大震災では、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が損壊し、航路内に土砂が流出する等、船舶の航行にも支障を及ぼした。
- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ耐震強化岸壁の整備が進められているが、首都直下型地震等が発生した場合には民間事業者が管理する航路沿いの護岸が液化等により大きく損壊し、緊急物資の輸送が困難となる等、港湾機能が麻痺する恐れがある。
- 港湾法を改正し、港湾管理者が民有護岸等の維持管理状況について立入検査や勧告・命令を実施。
(来年6月までに施行)



要望の概要

- 大規模地震が発生した場合において船舶の交通を確保するため、民間事業者が管理する**特定技術基準対象施設**を耐震改修した場合の特例措置を創設する。
- ・特例措置の内容：法人税の特例措置
- ・対象施設：民間事業者が管理する特定技術基準対象施設(護岸等)

災害時の事業継続、帰宅困難者対策等に係る特例措置の創設（法人税・所得税・固定資産税等）

大規模な災害が発生した場合に備え、浸水防止対策（止水板、防水扉等の設置等）や帰宅困難者対策（非常用発電設備の設置等）を促進するための課税の特例措置を創設

浸水防止用設備に係る特例措置の創設

施策の背景

- 近年、集中豪雨等による水災が多発する一方で、水防の担い手が減少・高齢化。
- 地下街等は、浸水スピードが速く、閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きい。また、浸水が発生した場合、都市・経済活動が機能不全に陥る。
- 大規模工場等の浸水被害は事業継続や経済・雇用に影響。

制度・規制面の環境整備

【浸水防止対策の強化】水防法を改正（H25.7施行）
河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する、地下街、大規模工場等による浸水防止対策（①浸水防止計画の作成、②訓練の実施、③自衛水防組織の設置）を新たに義務付け。

浸水想定区域内の地下街等



作成義務

浸水防止計画（※）

- ・浸水防止を図るための施設の整備（止水板、防水扉等）
- ・訓練の実施
- ・自衛水防組織の業務等

※地下街等の地下施設は「避難確保・浸水防止計画」として、避難確保に関する事項も記載

要望の概要

- 浸水防止計画に記載された浸水防止用設備（止水板、防水扉等）に対する法人税・固定資産税等の特例措置の創設。

災害時の帰宅困難者対策に係る特例措置の創設

施策の背景

- 大規模な地震が発生した場合、甚大な人的・物的被害が想定。
- 特に地下街等は、避難者・帰宅困難者が数多く滞在する可能性が大さく、地下街運営事業者等による十分な電源確保など更なる設備投資が必要。

制度・規制面の環境整備

【都市の安全確保対策の推進】都市再生特別措置法を改正（H24.7施行）
都市再生緊急整備地域の協議会において、防災施設の整備、災害予防対策、備蓄物資の提供等を定めた都市再生安全確保計画を作成し、帰宅困難者対策等を推進。

都市再生緊急整備地域の協議会

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者等



都市再生安全確保計画

- ・防災施設等の整備（備蓄倉庫、非常用発電設備等）
- ・災害予防対策（避難訓練等）
- ・災害発生時の避難・救助等

新たに設備投資する非常用発電設備等を記載

＝計画に記載された設備の設置を義務付け

要望の概要

- 都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等に対する所得税・法人税等の特例措置の創設。

バルラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設（法人税） シェールガス革命に対応したLNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設（法人税）

バルラスト水処理装置の搭載促進

施策の背景

- 排出されるバルラスト水中の外来性生物による海洋生態の破壊を防止するために、船舶へのバルラスト水処理装置の搭載を義務付け。
- バルラスト水処理装置の搭載工事に伴う船社（海運事業者）への高額な費用負担が発生。
- 短期間に工事が集中し、海外造船所へ工事流出が危惧。

※バルラスト水：船を安定させるために積み込む水

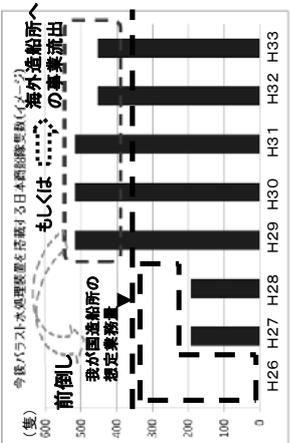
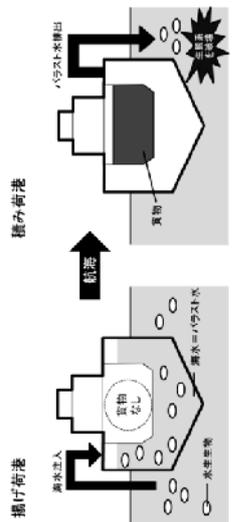
要望の概要

- 対象：外航船舶へのバルラスト水処理装置の搭載
- 特例措置の内容：法人税の特例措置

税制の効果

- 早期のバルラスト水処理装置の搭載を誘導し、海洋生態の破壊の防止に寄与。
- 規制開始前におけるバルラスト水処理装置の搭載を促進することで、国内造船所の受注機会の確保が図られる。

＜バルラスト水イメージ図＞



LNG船舶に係る設備投資の促進

施策の背景

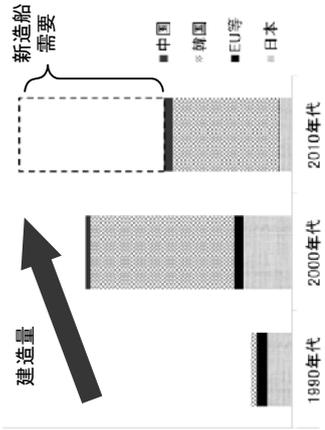
- LNGの需要増や調達価格の上昇という状況下で、2017年頃から米国からのシェールガス輸入の本格化が予定。
- パナマ運河(2015年拡張予定)を経由する大型のLNG船舶による海上輸送が50～100隻規模で行われる見込み。
- 国際海事機関で来年整備予定のLNG船舶に関する安全基準を国内法令でも担保し、LNG船舶の大型化に対応。
- エネルギー安全保障の観点から日本商船隊による輸送確保が課題。

要望の概要

- 対象：外航LNG船
- 特例措置の内容：法人税の特例措置

税制の効果

- LNGの需要増に対応した日本商船隊による輸送の確保に寄与。
- 日本の造船所における大型で安全なLNG船の建造受注の増加に寄与。



国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の延長及び拡充（登録免許税）

施策の背景

- 外航日本船舶の中でも、輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて本邦と外国との間において行われる海上輸送の確保上重要な国際船舶の保有を促進。
- 日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立については、東日本大震災や原発事故を契機として、その重要性が改めて明確になったところ。
- 諸外国においては、外航船舶に係る税負担の軽減を図る措置が導入されていることもあり、登録免許税は、我が国での船舶投資に係る初期負担を外国に比べて重いものとする一因となっていることから、継続して税制上の支援を行うことが必要。

要望の概要

- 本特例措置の適用期限（平成26年3月31日）の2年間延長
所有権保存登記 3.5/1000（本則4/1000）
抵当権保存登記 3.5/1000（本則4/1000）
- 海外法人から取得した国際船舶の年数（5年）制限の廃止

税制の効果

- 外航輸送の確保上重要な国際船舶の保有を促進することにより、我が国商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立が図られる。
- 国際船舶を中核とした外航日本船舶の着実な増加のため、海外法人から取得した国際船舶の年数（5年）制限を廃止することにより、フラッグバック（外国籍船から日本籍船への船籍変更）が容易となり、国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加を大きく後押し。

中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制)の延長及び拡充(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック(車両総重量3.5t以上)、内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を2年間延長する。また、ITの活用による生産性向上を促すため、ソフトウェアや関連設備等について即時償却又は税額控除割合の引き上げ等の拡充を行う。

施策の背景

長引く景気低迷による荷動きの減少等により、トラック事業、内航海運業等の経営は極めて厳しい状況。

貨物車両の平均使用年数は増加傾向、内航貨物船は老朽化が進行

- ・トラックの平均使用年数
 < 11.2年(平成15年) → 11.9年(平成19年) → 12.8年(平成24年) >
- ・内航貨物船の老朽化率(船齢14年以上)
 < 51%(平成15年) → 66%(平成19年) → 74%(平成24年) >

中小企業の設備投資を促進するための特例措置が必要

具体的施策

税制改正要望の概要

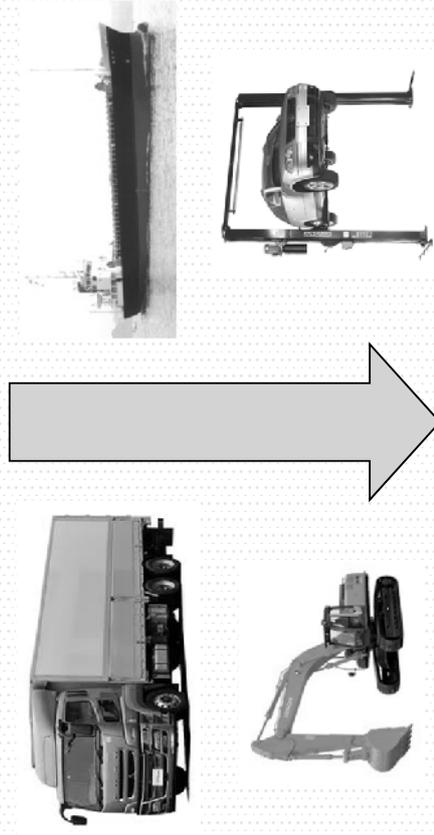
〔特例内容〕
 所得税、法人税：特別償却30%又は税額控除7%
 (ソフトウェア、ソフトウェアが組み込まれた設備等について、即時償却
 又は税額控除割合の引き上げ(7%→12%)等の拡充)

〔対象設備〕
 トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア

〔適用期限を平成28年3月31日まで2年延長〕

政策の目標

トラック車両、内航貨物船、その他機械装置等の購入・代替の促進



- ・トラックの代替促進により、環境負荷の軽減等に寄与
- ・老朽船の代替建造を通じ内航貨物輸送の効率化、環境負荷低減等に寄与
- ・幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復に寄与

関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定に係る諸税の特例措置の創設 (所得税・法人税・登録免許税等)

関西国際空港(関空)の国際拠点空港としての機能の再生・強化、関空・大阪国際空港(伊丹)の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るため、両空港に係るコンセッションを適時かつ適切に実施するために必要となる所の税の特例措置等を講じる。

施策の背景・目的

関空の整備に要した約1.2兆円の債務の早期返済・健全なバランスシートの構築

⇒前向きな投資の実行、競争力・収益力を強化

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律
(平成23年法律第54号)

- ① 関空・伊丹の経営統合・一体運営による事業価値の増大
⇒法人税、固定資産税等の特例を措置(H23, 24年度要望)
- ② 関空・伊丹に係るコンセッションの実施
⇒公共施設等運営権の設定に係る特例措置の創設(H26年度要望)

- ・関空の整備に要した債務の早期かつ確実な返済
- ・関空の我が国の国際拠点空港としての機能の再生・強化
- ・両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空需要の拡大

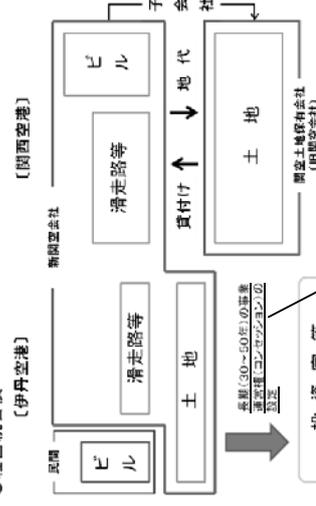
コンセッションの実現に向けた税制要望

- ・公共施設等運営権の設定登録に係る登録免許税の免除
[適用期間:平成26~27年度](本則:運営権勘定簿価の1/1000)
- ・公共施設等運営権の対価の益金についての合理的な期間配分方法による認識

環境対策事業の実施に伴う税制要望

伊丹において運営権者が環境対策事業のために交付する助成金を国庫補助金とみなして、総収入金額不算入又は損金算入(所得税・法人税)

○経営統合後



○可能な限り速やかに(早ければ2014年度にも)公共施設等運営権の設定(いわゆるコンセッション方式)によるPFI事業を行う。(新関空会社中期経営計画・抜粋)

【参考】今後のスケジュール(予定)

- H25年度
マーケティング・サウンディング、仕組の検討設計、選考手続の開始 など
- H26年度
事業者の決定、運営権の設定・登録、実施契約の締結 など
- H27年度
両空港の運営移行

新幹線用不動産取得に係る非課税措置の創設（登録免許税・不動産取得税）

背景

- 中央新幹線は、東京・名古屋間においては2027年(平成39年)、名古屋・大阪間においては2045年(平成57年)の開業に向けて手続等を行っている。
- 交通政策審議会中央新幹線小委員会答申において述べられているとおり、中央新幹線は、早期に三大都市圏を直結することで、沿線地域の振興に寄与し、国際競争力を大きく向上させると期待されている。
- そのためには、建設主体の負担軽減による整備促進は不可欠であり、上記時期での着実な開業に向けた環境を整備することが必要である。

施策の目標

東京・名古屋間及び名古屋・大阪間の目標年次での着実な開業に向けて必要不可欠な土地等の取得促進を図る。

税制改正要望の概要

◆ 特例措置の対象

全国新幹線鉄道整備法第6条に基づき国土交通大臣から指定された新幹線の建設主体が、当該新幹線事業用不動産として取得する土地・家屋

◆ 要望内容

登録免許税: 所有権移転登記 非課税措置 (本則20/1000)

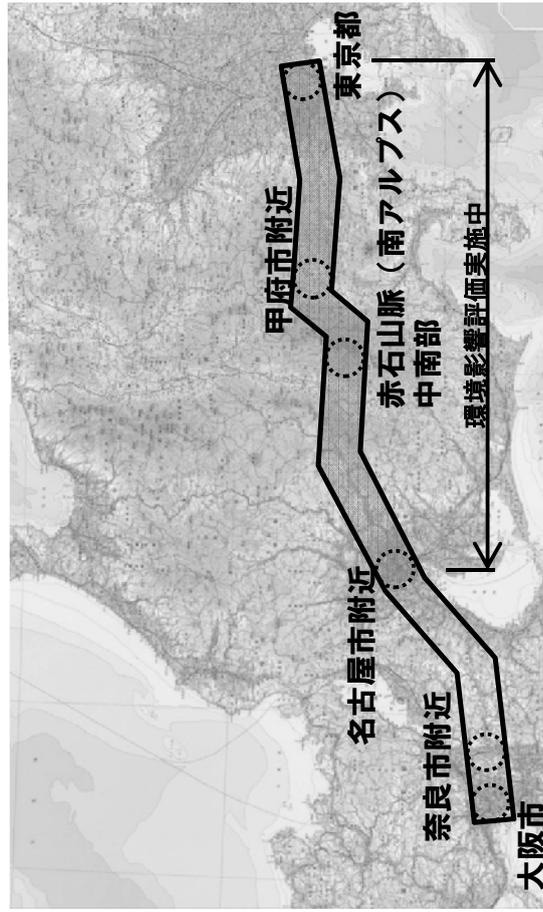
所有権保存登記 非課税措置 (本則 4/1000)

地上権設定登記 非課税措置 (本則10/1000)

不動産取得税: 非課税措置

<中央新幹線の概要>

	東京・大阪間	東京・名古屋間
路線延長 (km)	438	286
所要時分 (分)	67	40
建設費 (億円)	90,300	54,300
JR東海の想定開業年次	2045年(平成57年)	2027年(平成39年)



外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化(消費税)

外国人旅行者のショッピングにおける利便性を向上させ、日本における旅行消費を増加させるため、方式の多様化等執行上の制度改正を含め免税対象品目を拡大するとともに、免税手続を簡素化する。

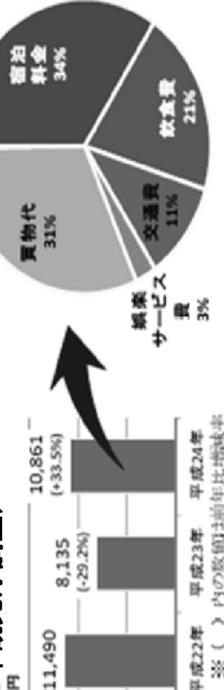
施策の背景

外国人旅行者の訪日動機において、ショッピングについては、シヨッピングについては高く、外国人旅行消費額全体の約30%をショッピングが占めている。一方で、外国人旅行者が日本で購入した物品のうち購入率の上位となっている食品類、化粧品類、化粧品類、化粧品類、化粧品類が現在免税対象品目から除外されている。また、免税手続に時間を要し、外国人旅行者の利便性を損ねている。

○外国人旅行者が今回の日本訪問で実施した活動(2012年観光庁調査)

全体	
1位	日本食を食べること
2位	ショッピング
3位	繁華街の街歩き
4位	自然・景勝地観光
5位	旅館に宿泊

○外国人旅行消費額(2012年観光庁調査)



○訪日人数上位5国籍の外国人旅行者が日本で購入した物品(購入率)(2012年観光庁調査)

国籍	韓国	台湾	中国	米国	香港
1位	菓子類	菓子類	菓子類	菓子類	菓子類
2位	食品、飲料、酒	化粧品、医薬品	化粧品、医薬品	食品、飲料、酒	服(和服以外)、かばん
3位	化粧品、医薬品	食品、飲料、酒	食品、飲料、酒	和服(着物)、民芸品	食品、飲料、酒
4位	服(和服以外)、かばん	服(和服以外)、かばん	服(和服以外)、かばん	服(和服以外)、かばん	化粧品、医薬品
5位	和服(着物)、民芸品	和服(着物)、民芸品	カメラ、ビデオカメラ、時計	化粧品、医薬品	和服(着物)、民芸品

※ □ 部分の外国人旅行者に人気のある品目が免税対象外(諸外国では免税対象としている国・地域が多い)。

○日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や執行上の観点も踏まえ、税制改正要望の過程において制度の見直しも含め検討する。

要望の概要

■免税対象品目の拡大等

○現在、外国人旅行者に人気が高いものの免税対象品目から除外されている食品類、化粧品類、化粧品類、化粧品類について、方式の多様化等執行上の観点も踏まえた上で、免税対象品目化。

免税対象品目として要望する品目(例)

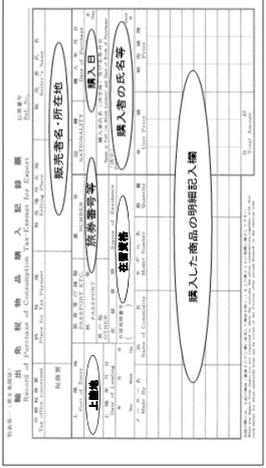


■免税手続の簡素化

○免税申請書類の様式の見直しや小売現場のIT化に対応した様式の弾力化により、免税店の店頭での免税申請書類の作成時間を短縮し、外国人旅行者の利便性を向上。

日本における購入記録票

(消費税法施行規則第6条、別表第1～第2)



購入物品の型番を含め、手書きで記載する店舗が多いため、購入品数が多いときは手続に長時間を要する。

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し(固定資産税)

施策の背景

- ホテル・旅館業は、不特定多数の顧客に対し、建物・施設を提供し、その使用対価を主な収入とする事業であり、その事業の特性から、施設・設備の劣化が短期間で進むとともに、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除去されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、その評価の際の基準が、こうした建物の実態に即したものととなっていないことから、その基準を適正化する必要がある。

要望の概要

- ◆ 対象税目 固定資産税
- ◆ 措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆ 措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに見直す。
- ◆ 施設数 56,059施設(ホテル営業:9,863、旅館営業46,196、平成24年3月31日現在)

固定資産評価基準における経年減点補正率
基準表の経過年数(非木造建物)

構造	種類	百貨店 ホテル 劇場 娯楽場	事務所 銀行	住宅 アパート	店舗 病院	市場	公衆 浴場	工場 倉庫 発電所 (一般用)
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造		50年	65年	60年	50年	45年	35年	45年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造		45年	50年	45年	45年	35年	34年	40年
鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)		35年	45年	40年	40年	35年	30年	35年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)		28年	34年	30年	30年	28年	21年	26年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)		20年	24年	20年	20年	20年	16年	18年

車体課税の見直し（自動車取得税・自動車重量税・自動車税）

車体課税については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」や平成25年度与党税制改正大綱等に沿って、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化等を図る観点から、以下の方向で見直しを行う。

- (1) 自動車取得税については、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化等を強化する。
- (2) 自動車重量税については、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に際して軽減する等の措置を講じる。
- (3) 自動車税については、グリーン化特例の延長などグリーン化等を維持・強化する。

施策の背景

○平成25年度与党税制改正大綱（抜粋）

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

自動車取得税・自動車税

自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

- ① 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。
- ② 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に際した課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

自動車重量税

自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

- ① エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に際して軽減する等の措置を講じる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に際した課税を検討する。
- ② 自動車重量税については、車両重量等に際して課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る
特例措置の延長及び拡充（地球温暖化対策のための税）

要望の背景・概要

「地球温暖化対策のための税」

- 平成24年10月より、エネルギー起源CO2排出量削減を図るため、石油石炭税に上乘せ。
- 導入にあたっては、税率の段階的引き上げを実施。
- 海運・鉄道・航空について、還付を措置。

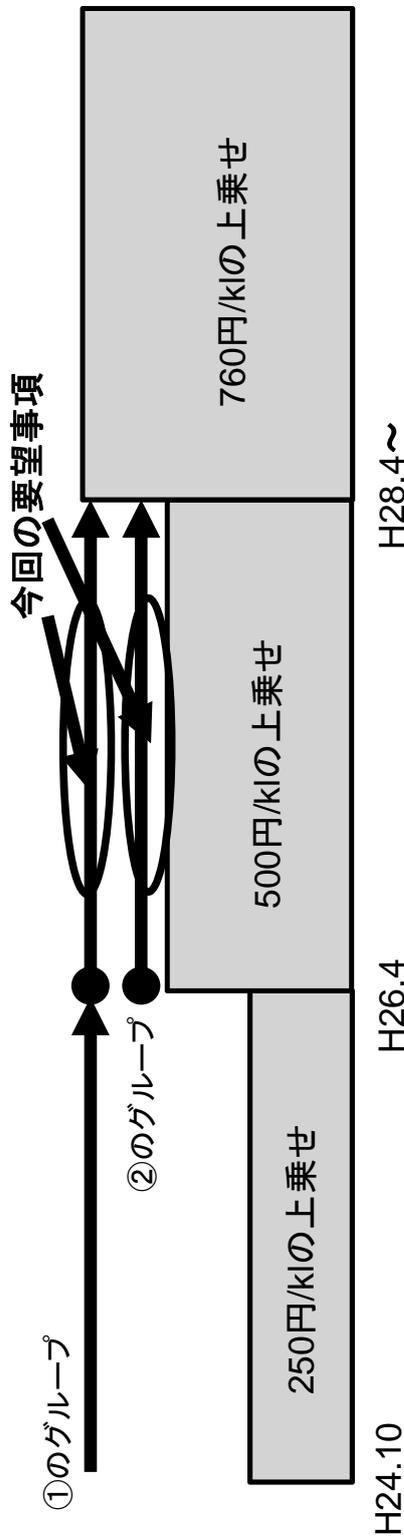
国土交通省における「地球温暖化対策のための税」の還付措置（H26.4.1～H28.3.31）

（①延長要求）

- モーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業
・海運（軽油、重油） ・鉄道（軽油） ・航空（航空機燃料）

（②拡充要求）

- 自営転換の推進及び営業用トラック・バスの安定した輸送力の確保
CO2排出原単位が格段に小さい営業用トラック・バスへの転換の推進及び近年の情勢下における安定した輸送力の確保
・営業用トラック・バス（軽油）



海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

施策の背景

- 環境負荷低減に関する社会的要請に対応するため、本特例措置による環境に優しい船舶への誘導が必要。
- 外航船舶については、厳しい国際競争に晒されている中で、代替建造を促進し、我が国商船隊を競争力ある形で安定的に維持・整備していくことが必要。
- 内航船舶については、国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担っており、新造船等環境に優しい船舶への代替を促進していくことによって、モーダルシフトの受け皿としての役割をさらに拡大する必要がある。
- このため、船舶譲渡差益の80%の圧縮記帳により、環境に優しい船舶への誘導を図ってきているところ。

要望の概要

- 船舶から船舶への買換及び交換
船舶譲渡差益の80/100 圧縮記帳
- 3年間の延長を要望

税制の効果

- 新造船等環境に優しい船舶の導入促進により、CO₂、NO_xの排出抑制及び船舶の安全運航の確保が図られる。
- 船舶建造時のキャッシュフローの確保が可能となり、海運事業者の経営体質の強化が図られる。

JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に取得した機関車・コンテナ貨車に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

背景

○ JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽車両は、依然、機関車の約5割、コンテナ貨車の約3割をそれぞれ占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモーダルシフトを推進することによりCO2排出量の削減を図るためには、大量牽引・高速走行が可能な高性能車両への更新を推進する必要がある。

施策の目標

環境に優しい鉄道貨物輸送の大部分を担うJR貨物の高性能車両の導入を促すことにより、鉄道貨物へのモーダルシフトを促進し、CO2排出量の削減を図る。

税制改正要望の概要

◆特例措置の対象

JR貨物が取得した大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車

◆要望内容

固定資産税：課税標準5年間3/5に軽減

適用期限：平成28年3月31日まで2年間延長

【JR貨物の機関車・コンテナ貨車の車両数の推移】

■機関車

	H10.4 現在	H25.4 現在
旧国鉄車両	793	306
新造車両	87	346
計	880	652

■コンテナ貨車

	H10.4 現在	H25.4 現在
旧国鉄車両	4,062	1,994
新造車両	3,993	5,785
計	8,055	7,779

鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能車両の導入が必要不可欠



最高速度 : 95km/h
最高出力 : 1,147kw

最高速度 : 110km/h
最高出力 : 1,920kw

認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)

高い省エネ性能等を有する住宅の普及を促進するため、認定低炭素住宅に係る登録免許税を2年延長する。

政策の目標

「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」等を踏まえ、家庭部門のCO2削減を図るため、住宅の省エネルギー性能の向上とエネルギーの使用の合理化を進めることを目的とする。

【目標】エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率

42%(※) → 100%(平成32年度) ※平成22年4月から9月までの数値

施策の背景

- 民生部門の温室効果ガスの排出量は1990年比で1.3倍に増大
 - 住宅・建築物分野における取組みが急務
- 東日本大震災に伴う原子力事故の影響により電力需給に大きなギャップが発生
 - 住宅・建築物でも電力使用量の削減につながる取組みが求められている

税制改正要望の概要

登録免許税

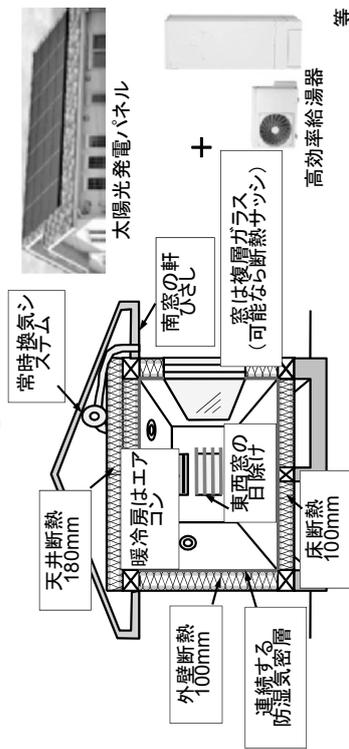
税率を一般住宅特例より引き下げ
 所有権保存登記: 0.1%
 (本則0.4%、一般住宅特例0.15%)

所有権移転登記: 0.1%
 (本則2%、一般住宅特例0.3%)

適用期限を平成28年3月31日まで2年延長

都市の低炭素化の促進に関する法律(低炭素住宅の認定部分)

【認定低炭素住宅のイメージ】



住宅の省エネ化等を促進するための措置として、所管行政庁による省エネ性能等の認定制度を推進

平成25年1月～6月の認定戸数: 974戸

省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が△10%以上となること(※)

省エネルギー性に関する基準では考慮されない、低炭素化に資する措置のうち、一定以上を講じていること

(※)省エネルギー法に基づき省エネルギー基準と同等以上の断熱性能を確保することを要件とする。

IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- (独)奄美群島振興開発基金の非課税措置の延長
- 小笠原諸島への帰島に伴う課税の特例措置の延長(所得税・不動産取得税等)
- 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換特例の延長
- 市街地再開発事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 防災街区整備事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 宅建業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置等の延長(不動産取得税)
- 被災者向け優良賃貸住宅に係る割増償却の延長
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長(不動産取得税)
- 北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)及び九州旅客鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)、新関西国際空港(株)及び関西国際空港土地保有(株)、中部国際空港(株)並びに東京湾横断道路(株)に係る法人事業税の外形標準課税の特例措置の延長
- 都道府県の条例に定める生活路線を運行する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置の延長
- 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換特例の創設
- 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換特例の延長
- 航空機に使用する部分品等に係る関税の免除措置の延長
- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い旅客会社等が取得した建物の所有権移転登記の非課税措置の廃止
- 認定運営者が指定特定重要港湾において取得した一定の港湾施設に係る固定資産税等の特例措置の廃止
- 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る固定資産税等の特例措置の廃止

2. 他省庁主管

- 研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設
- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
- 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の創設
- 過疎地域における特定の事業用資産の買換特例の延長
- 産業競争力強化法(仮称)に基づく登録免許税の税率の軽減措置の創設
- 投資法人等に係る導管性要件等の見直し
- 地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税の特例措置の延長
- 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に係る特別償却・税額控除の延長
- 被災自動車等の代替自動車等として取得した自動車等に係る特例措置の延長(自動車重量税・自動車取得税・自動車税・軽自動車税)
- 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置の廃止

(この冊子は、再生紙を使用しています。)